

四日市市告示第 1 8 2 号

四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

四日市市長 森 智 広

四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱（平成 1 8 年 4 月 1 日制定）の一部を
次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、第 1 2 条の規定を除 き、 <u>令和 1 0 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その 効力を失う。	附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、第 1 2 条の規定を除 き、 <u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効 力を失う。

第 2 号様式及び第 3 号様式を次のように改める。

住 所

名 称

代 表 者

四 日 市 市 見 本 市 等 出 展 事 業 補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日 付 け で 交 付 申 請 の あ っ た 四 日 市 市 見 本 市 出 展 事 業 補 助 金 に つ い て は 、 四 日 市 市 見 本 市 等 出 展 事 業 補 助 金 交 付 要 綱 第 5 条 の 規 定 に 基 づ き 、 下 記 の と お り 交 付 す る こ と に 決 定 し た の で 通 知 し ま す 。

年 月 日

四 日 市 市 長

記

1 事業名

2 補助金額 金 円

3 補助金交付の条件

- (1) 四日市市補助金交付規則及び四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が報告を求め、調査を行うことがある。

住 所

名 称

代 表 者

四 日 市 市 見 本 市 等 出 展 事 業 補 助 金 不 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日 付 け で 交 付 申 請 の あ っ た 四 日 市 市 見 本 市 等 出 展 事 業
補 助 金 に つ い て は 、 下 記 と お り 交 付 で き ま せ ん の で 通 知 し ま す 。

年 月 日

四 日 市 市 長

記

1 事業名

2 不交付の理由

第 5 号様式を次のように改める。

住 所

名 称

代 表 者

四日市市見本市等出展事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市見本市出展事業の計画変更を承認したので、四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 事業名

2 変更決定額 金 円

3 計画変更の内容

4 条件

第 7 号様式を次のように改める。

住 所

名 称

代表者

四日市市見本市等出展事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号 で交付決定した四日市市見本市等出展事業補助金については、四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 事業名

2 確定補助金の額 金 円

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、告示の日から施行する。

(商工農水部工業振興課)